

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

①PCB等9物質の製造、使用の原則禁止及び原則制限 (DDTのみ)

②ダイオキシン、PCB等4物質の非意図的生成物質の排出の削減

③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理

④これらの対策に関する国内実施計画の策定

⑤その他の措置

- ・条約対象12物質^{※1}と同様の性質を持つ有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
- ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効 (日本は平成14年8月30日に締結済)。平成21年5月1日現在162ヶ国(+EC)が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行うPOPs検討委員会会合を、平成17～20年の各年11月に開催。平成21年5月に開催されたCOP4において新たに9物質^{※2}の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化審法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議 (議長は環境保健部長) において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPs検討委員会に北野大 明治大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所化学領域長を派遣。

※1 対象物質：

アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、PCB、DDT、ダイオキシン・ジベンゾフラン

※2 COP4において追加された物質：

クロルデコン、リンデン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOS 及びその塩、PFOSF)、ペンタクロロベンゼン、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)